

福島県農林水産業復興創生事業実施要綱

制定 平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文第 297 号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 地第 234 号

第 1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評により、福島県産農林水産物等の価格は、主要農産物等で東日本大震災前の水準に回復していない状況である。

このため、福島県農林水産業復興創生事業（以下「復興創生事業」という。）は、生産から流通・販売に至るまで、福島県等が実施する風評の払拭に必要な取組を総合的に支援することにより、福島県の農林水産業の復興創生を図るものとする。

第 2 事業の種類等

復興創生事業において実施する事業の種類、内容、事業実施主体及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、採択要件等については、農林水産省大臣官房地方課長、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長及び農林水産技術会議事務局長（以下「地方課長等」という。）が別に定めるとおりとする。

第 3 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

（１）福島県は、地方課長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方課長等に提出して、その承認を受けるものとする。

（２）事業実施主体（福島県を除く。）は、地方課長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、福島県知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（地方課長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、１に準じて行うものとする。

第 4 国の助成措置

国は、予算の範囲内において、復興創生事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第 5 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体（福島県を除く。）は、地方課長等が別に定めるところにより、事業実施状況報告を作成し、福島県知事に報告するものとする。

なお、福島県知事は、必要に応じ、事業実施年度の間、事業実施主体に事業

実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 2 福島県知事は、1の事業実施主体からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、必要に応じ、当該事業実施主体を指導するものとする。
- 3 福島県知事は、1の事業実施主体が行う事業及び自らが事業実施主体となる事業の実施状況について、地方課長等が別に定めるところにより地方課長等に報告するものとする。

第6 事業の評価

復興創生事業の成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で評価を行うものとする。

- 1 福島県知事は、第5の1により事業実施主体から提出された報告書及び自らが実施主体となる事業の実施状況等を踏まえ、復興創生事業の成果目標の達成状況を点検評価し、その結果を事業を実施した年度の翌年度の9月末までに地方課長等に報告するとともに、必要に応じ、事業実施主体に指導を行うものとする。ただし、福島県産米競争力強化支援事業及び福島県産園芸競争力強化支援事業については、事業実施年度の翌々年度を目標年度とし、目標年度の翌年度の9月末に地方課長等に評価報告することとする。
- 2 地方課長等は、1の福島県知事からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、復興創生事業の成果目標の達成度の評価を行うこととし、この評価結果を踏まえ、必要に応じ、福島県知事に指導を行うものとする。

第7 その他

- 1 復興創生事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、地方課長等が別に定めるところによるものとする。
- 2 復興創生事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）」の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月13日付け23食産第3923号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	交付率
1 福島県産米競争力強化支援事業	県オリジナル米において高品質・良食味で安定的に供給できる産地の育成に向けた取組を支援	福島県、農業協同組合、農業者団体等	定額(ただし、機器等の整備費は1/2以内)
2 福島県産園芸競争力強化支援事業	(1)ふくしまのももブランド強化安定生産対策事業 1 ふくしまのもも担い手ステップアップ事業 (1) 共同防除組織等の担い手確保・育成 ア 共同防除組織等が行う新たなオペレーターの確保に係る取組を支援 イ 新たなオペレーターの資質向上に係る取組を支援 (2) 地域ぐるみの春型枝病斑の除去実践 共同防除組織等の合意に基づき新たな雇用を活用して春型枝病斑の除去に係る取組を支援 (3) 共同薬剤防除の高度化 共同防除組織等が行う薬剤防除の効率化のために必要な機械及び設備の導入に係る取組を支援 2 ふくしまのもも産地再生支援対策事業 (1) 防風設備等の導入 共同防除組織等の合意に基づき計画的に整備する防風設備等の導入のための取組を支援 (2) 品種構成の改善 「あかつき」中心の品種構成改善を目的に共同防除組織等が実施する改植・新植の取組及び改植・新植に伴い発生する未収益期間における栽培管理の取組を支援 (2)風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業 1 競争力強化県推進事業 競争力の高い産地を育成するため、県域及び各地方で行う果樹及び野菜の研修会や調査分析等の推進活動を支援 2 生産対策強化支援事業 (1) 産地活動支援事業 市場等からの産地信頼回復に向けた取組や風評払拭の取組、創意工夫をこらした取組(オンラインの取組)、新たな挑戦に係る取組を行うための果樹及び野菜の作付実証、加工品試作及び求評会の開催、各種分析等に係る経費を支援 (2) 生産体制強化支援事業 市場等からの産地信頼回復に向けた取組や風評払拭の取組、創意工夫をこらした取組(オンラインの取組)、新たな挑戦に係る取組を行うために必要な、果樹及び野菜の県育成品種の種苗や施設、設備及び機械等の導入に係る経費を支援	市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 市町村、農業協同組合、農業者が組織する団体等 福島県 市町村、公社、農業協同組合連合会及び農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等 市町村、公社、農業協同組合連合会及び農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体等	定額 定額 1/2以内 5/6以内 定額 定額 1/2以内

(3) 県育成オリジナル品種活用産地づくり総合支援事業	1 種苗供給体制整備事業 県育成いちご品種の育成と連動し、品種登録等と併せた早急な産地づくりを進めるため、作付に必要な種苗の委託生産・供給に要する経費を支援	福島県	定額
	2 産地づくり支援事業 (1) 推進事業 県育成いちご品種の普及推進に要する経費を支援	福島県	定額
	(2) 品種導入支援事業 県育成いちご品種(ゆうやけベリー)の作付に要する施設及び付帯設備、設備、機械等の経費を支援	作付農家	2 / 3 以内
(4) 地域特産活用産地づくり支援事業	3 ブランド確立推進事業 県育成いちご品種のブランド化を図るため、直売所・量販店等と連携した販売PRや、飲食店、宿泊施設等と連携した料理等の提供、観光農園等によるPR等に要する経費を支援	福島県	定額
	1 生産振興事業 (1) 整備事業 地域特産物(おたねにんじん、エゴマ、山菜(栽培))の新規作付及び規模拡大等に要する経費を支援 ア 初期生産資材 イ 施設及び付帯設備、設備、機械等	市町村、地域農業再生協議会、営農集団、認定農業者等	定額 1 / 2 以内
	(2) 種子確保事業 ア 採種促進支援 おたねにんじんの県育成品種及び在来品種の採種を行う取組を支援 イ 種子供給体制整備 おたねにんじんの県育成品種の実種維持及び採種ほの設置を実施	採種を行う営農集団、認定農業者等 福島県	定額(1aあたり60千円以内) 定額
	(3) 技術向上支援事業 地域特産物の新規栽培者の確保、規模拡大、種苗供給体制の整備、生産組織等の育成等を実施	福島県	定額
	(4) 生産技術確立支援 ア おたねにんじん 「2年もの」おたねにんじんの低コスト・安定生産に向けた技術を確立 イ エゴマ 適期刈取に向けた機械化栽培体系を確立	福島県 福島県	定額 定額
	2 需要拡大・地域連携事業 (1) 産地競争力強化事業 地域特産物の販路確保に向けた取組に要する経費を支援	市町村、市町村協議会等	定額
	(2) 食用需要喚起事業 「2年もの」を中心とした食用おたねにんじんの認知度向上及び販路確保に向けた取組を実施	福島県	定額
	5 園芸グローバル産地育成強化事業 1 グローバル化実践支援事業 (1) 新たな防除技術の実証 輸出相手国の植物検疫条件に対応するための新たな防除技術等の実証に係る経費を支援	福島県	定額

	(2) 輸送技術や鮮度保持技術の実証 輸出相手国への流通に必要な保鮮流通技術等の実証に係る経費を支援 2 ふくしまブランド産地整備事業 輸出相手国の残留農薬基準や植物検疫条件、品質等のニーズに対応した生産体制の整備等に係る経費を支援	市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等 市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体等	定額(ただし、100万円を上限とする) 2 / 3 以内
3 福島県産畜産物競争力強化支援事業 (1) 福島県農産物競争力強化事業 (2) 肥育経営基盤強化型素牛導入事業 (3) 福島県生乳生産基盤緊急強化対策事業	1 ゲノム解析活用による種雄牛造成体制の確立 「福島牛」のブランド力強化を図るため、遺伝子解析に基づいたゲノミック選抜手法や産肉能力評価等を用いて、プレミアム感の高い和牛肉を作り出せる遺伝的改良能力に優れた繁殖雌牛群の整備を図り、種雄牛造成体制を確立する取組を支援 2 県産和牛流通販売対策の強化 福島県産日本酒の酒粕を飼料として活用し生産された新たな特色のある福島県産和牛肉の販売拡大を推進するため、販路開拓に係る取組を支援 福島県内の和牛肥育農家が県内の子牛セリ市場から優良肥育素牛を導入し、福島県が行う肥育データ等の収集分析への協力を行うとともにフィードバックされる分析結果を活用することにより、福島県産牛の更なる高品質化及び和牛肥育農家の経営体質強化を図る取組を支援 1 原子力災害に伴う生産基盤の弱体化により落ち込んだ福島県の生乳生産量を回復させるため、成畜雌牛飼養頭数 120 頭未満の中核酪農経営体が乳用初妊牛の導入により増頭を図る取組を支援 2 福島県の乳用牛改良基盤の再構築に向け、高能力牛への転換を図る取組を支援 (1) 性選別受精卵の導入 性選別精液等を用いて生産された性選別受精卵の導入に必要な経費 (2) 性選別精液(受精卵生産用)の導入 受精卵の生産に必要な性選別精液の導入に必要な経費 (3) 遺伝的能力の評価 生後月齢 12 ヶ月までの牛を対象とした遺伝的能力の評価に必要な経費	福島県 福島県 農業者の組織する団体等 生乳生産者団体等 生乳生産者団体等 生乳生産者団体等 生乳生産者団体等	定額 定額 定額(福島県が定めるモデル牛に該当する肥育素牛を導入する場合は 100 千円/頭以内、優良牛に該当する肥育素牛を導入した場合は 70 千円 / 頭 以内) 定額(乳用初妊牛の導入は 275 千円/頭以内) 1 / 2 以内(ただし、130 千円/個を上限とする) 1 / 2 以内(ただし、9 千円/本を上限とする) 1 / 2 以内(ただし、5 千円/頭を上限とする)
4 福島県農林水産物ブランド力向	1 競争力強化に向けた福島県オリジナル品種開発導入事業	福島県	定額

上促進技術開発事業	県オリジナル新品種を開発するための研究に必要な経費を支援 2 旨み成分及び官能評価活用の和牛総合指数評価技術開発事業 福島県産和牛の総合評価技術を開発するための研究に必要な経費を支援 3 「ふくしまの宝」を活用したブランド力強化に向けた農産物の流通・加工技術の開発事業 福島県産の農産物について、流通・加工に関する新技術を開発するための研究に必要な経費を支援	福島県、大学、民間企業等で構成されるコンソーシアム 福島県	定額 定額
5 GAPと有機農業の拡大 (1) 第三者認証GAP等取得促進事業 (2) 環境にやさしい農業拡大事業	1 第三者認証GAP取得等の取組支援 GAPの導入によって農林産物の安全対策等に取り組む農業者等に対して、第三者認証GAP導入に必要な研修や内部監査員の育成及び第三者認証GAPの新規取得又は継続に係る経費を支援 2 第三者認証GAP取得等の支援体制整備 県の普及指導員等がGAP指導員として生産者等に指導・助言するための県の普及指導員等に対する資質向上研修等の実施及び産地のGAPに係る推進指導並びに実践内容の現地審査等、農林産物の安全対策等の実践を確認する体制の確立に係る経費を支援 3 GAPの見える化システムの構築 消費者・実需者等の信頼及び購入意欲の向上に資するよう、産地のGAPに係る実践内容を消費者・実需者等が確認できるシステムの構築に要する経費を支援 1 有機JAS認証等拡大推進 (1) 福島県の農業者等が生産する農産物についての有機農産物のJAS規格の認証を推進するため、事業実施主体による有機JAS認証等の新規取得又はその継続に係る費用を支援 (2) 福島県産有機農産物を扱う事業者の有機JAS小分認証取得を推進するため次の経費を支援 ① 小分認証の新規取得に必要な施設の整備費用 ② 小分認証の新規取得に係る費用 2 有機農産物等の供給体制の整備 有機農産物等の安定的な生産及び出荷体制を構築するため、有機農産物等の生産又は出荷に必要な施設又は機械の導入に必要な経費を支援 3 有機農産物等の消費・流通拡大の支援 有機農産物等の消費・流通拡大を図るための調査、学生や子育て世代を対象とした現地セミナーの開催、パンフレット・ポスターの作成、商談会又は実需者を産地に招いた見学会の開催等に必要な経費を支援	農業者、農業者の組織する団体、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人等 福島県、市町村等 福島県、市町村等 農業者、農業者の組織する団体、農事組合法人又は農事組合法人以外の農地所有適格法人 地方課長等が別に定める民間団体、農業協同組合又は農業者の組織する団体 地方課長等が別に定める農業者の組織する団体等 福島県	定額 定額 定額 新規取得の場合は3/4以内。継続の場合は1/2以内 ① 1/2以内（ただし、200万円を上限とする） ② 定額（ただし、30万円を上限とする） 1/2以内 定額

	4 有機農業技術研究開発 有機農産物等の生産に関する新技術を開発するための研究に必要な経費を支援 5 新たに開発された技術等の実証・普及展示 新たに開発された有機農産物等の生産に関する技術等の実証・普及展示に必要な経費を支援	福島県 福島県	定額 定額
6 農林水産物の検査の推進 (1)ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業 (2)ふくしまの恵み安全・安心推進事業	「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成23年4月4日原子力災害対策本部策定)等に基づき、福島県が行う福島県産農林水産物等の放射性物質検査等の取組を支援 1 産地段階における農林産物等の自主的な放射性物質濃度の検査及び放射性物質管理対策の実施状況の確認の取組を支援 2 産地段階における水産物の自主検査の取組を支援 3 福島県産農林水産物等の安全・安心の取組の周知又は広報の取組を支援 4 1から3までの活動に対して福島県が行う指導、助言等の取組を支援	福島県 地方課長等が別に定める協議会及びその構成組織 福島県漁業協同組合連合会等 地方課長等が別に定める協議会及びその構成組織 福島県	定額 定額 定額 定額
7 販路拡大と販売促進 (1)販路拡大タイアップ事業 (2)農産物等戦略的販売促進事業	販路回復・開拓に取り組む原子力被災12市町村の農業者に対して、必要な専門家の派遣や実需者とのマッチング等の取組を支援 1 「ふくしま」ならではのブランドによる流通・販売の促進 量販店での販売コーナーの設置、食品事業者向けの商談会やバイヤー向け産地視察・説明会、量販店や百貨店でのフェア等によるブランド化の取組を支援 2 オンライン等を活用した販売の促進 農林漁業者、食品事業者が出品するオンラインストアの特設ページの開設及び運営、魅力や安全性を伝えるウェブサイトの運営などインターネット等を活用した販売促進の取組を支援 3 マスメディアの活用による販売の促進 マスメディアを活用した、農産物等の販売促進につながる情報発信の取組を支援 4 海外における販売の促進 農産物等の輸出が可能な国・地域における展示会への出展や商談会への参加のほか、百貨店での試食販売等の販売促進の取組を支援	福島県、民間団体 福島県 福島県 福島県	定額 定額 定額 定額

	5 団体等への支援 民間団体等が行う福島県産農産物等の積極的な 販売促進活動を支援	地方課長等が別に 定める民間団体等	定額
--	---	----------------------	----